



給与所得者の年末調整

12月は、給与等に係る源泉所得税の年末調整の月です。毎月の給与等から源泉徴収された所得税の1年間の合計月と、その年の給与総額に対する年税額とは一致しないのが普通です。このため、源泉徴収税額の過不足分を精算する必要があります。この手続きを「年末調整」と呼んでいます。

大部分の給与所得者は、年末調整により、その年の納税を完了することになりますので、年末調整を正しく行うためには、勤務先に扶養親族や保険料などの申告を正しく行うことが大切です。

なお、平成18年分の年末調整においては、定率減税の額が縮減されていますのでご注意ください。また、平成19年1月から、定率減税の廃止および所得税率の見直しに伴い、「源泉徴収税額表」が変わります。

【問い合わせ先】

出水税務署 法人課税部門

Tel 0996・62・0171



家屋等の抹消申請

家屋等の取り壊しなどされた場合は、課税台帳家屋抹消申請をお願いします。

抹消申請をしていない物件は、現に家屋がなくても課税される恐れがありますので、取り壊し等された場合は、必ず抹消申請書を提出してください。

納税義務者の変更

納税義務者の死亡や土地の売買・交換等で納税義務者の変更があった場合は、納税義務者変更申請書の提出をお願いします。

変更申請をしていない場合は、申請する前の義務者に課税されますので、変更があった場合は申請書を必ず提出してください。

※年内に登記名義人を変更される場合は不要です。

申請用紙は、それぞれ長島町役場税務課または指江庁舎総合管理課にあります。

町税だより

固定資産税（4期）

11月は国民健康保険税（5期）

介護保険料（5期）の納付月です。

『納付期限は11月30日（木）』

口座振替の方は、11月27日（月）に口座引落をしますので、預金残高等の確認をお願いします。

個人事業者の消費税の各種届出は早めに

個人事業者で、平成16年分の課税売上高が1000万円を超えた方で、まだ消費税課税事業者届出書を提出されていない方は、速やかに税務署へ提出してください。

このほか、税務署に届出が必要なのは次のとおりです。

1 消費税簡易課税制度選択届出書（12月31日まで）

2 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書（事由が生じた場合速やかに）

3 消費税課税期間特例選択届出書（短縮を希望する課税期間の前日まで）

なお、届出が提出期限を過ぎると、適用を受けられなくなりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

出水税務署 個人課税部門

Tel 0996・62・0902



町長動静 10月

3・5・10・11日 女性の声を聴く101人の会（町内）

5日 北薩地区身障福祉大会（町内）

7日 化石発掘体験学習ツアー（町内）

8日 関西長島会（大阪府）

10日 獅子島架橋建設促進期成会（獅子島）

12日 町村会臨時総会（屋久島）

13日 町村長研修会（屋久島）

15日 出水市制誕生記念式典（出水市）

17日 獅子島架橋・県道等陳情（県庁）

18日 放課後こどもプラン協議（長島町役場）

19日 水道料金検討委員会（長島町開発総合センター）

20日 飲酒運転撲滅キャンペーン（阿久根市）

24日 日本港湾協会九州支部東京大会（東京都）

26日 鹿児島県漁業信用基金協会監査（鹿児島市）

27日 北薩空港道路陳情（県庁）

28日 魅力ある観光地づくり座談会（指江庁舎）

29日 九州西岸軸構想推進大会（天草市）

関東長島会（東京都）